

告 示

埼玉県告示第千六百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケイヨーデイツー東松山店

埼玉県東松山市新宿町一番三外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケイヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十四年六月三日